

要介護認定・要支援認定  
更新申請をされる方へ

奈良市介護福祉課長

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて(ご案内)

(新型コロナウイルス感染防止対策により介護保険認定調査が困難な場合について)

平素は、奈良市介護保険行政にご理解とご協力を賜わりまして厚くお礼申し上げます。  
本来、要介護認定・要支援認定は訪問による認定調査を実施することが必要となっておりますが、厚生労働省老健局老人保健課事務連絡(令和2年4月7日付)にて、『新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から面会が困難な場合においては要介護認定及び要支援認定の有効期間を12か月までの範囲内で合算できる』旨が示され、本市でも、認定調査を受けずに要介護認定及び要支援認定の有効期間を12か月まで期間延長することを可能としております。(以下「臨時的取扱い」という。)

上記の「臨時的取扱い」に該当される方は、介護保険施設や病院等の担当者やケアマネジャーとご相談いただき、別紙『新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱い同意書』を「要介護認定・要支援認定申請書」に添えて提出をお願いいたします。

なお、この措置に同意できない場合は、介護保険施設や病院等が入所者との面会を禁止する等の措置が解除されたことを確認でき次第、認定調査の実施を行います。

また、「臨時的取扱い」については、更新認定の場合に限ります。新規申請・区分変更申請においては、適切な時期をみでの調査が必要となります。

この臨時措置は、政府の動向等により取扱いについては変更が生じる可能性がありますことを申し添えます。

【問い合わせ先】

介護福祉課 認定事務担当

電話番号：0742-34-5422

e-mail：kaigofukushi@city.nara.lg.jp

# 新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱い同意書

令和 年 月 日

奈良市長 宛

私、\_\_\_\_\_は、新型コロナウイルス感染防止の理由により、施設、病院、または居宅内での介護保険認定調査の実施が困難なため、臨時措置として、認定調査及び介護認定審査会での審査判定を行わず、現在の介護度(更新前)と同じ介護度を12か月までの期間で合算(延長)することに、

(下記いずれかに○をつけてください。また、「同意します」の場合は申出理由のどちらかにチェックを入れてください。)

**同意します。**

[申出理由]

入所または入院している施設において面会禁止の措置がとられているため。

本人、同居者、調査立会人の都合により面会が困難なため。(調査を希望しない)

**同意しません。**

- 被保険者番号 ( )
- 現在の介護度 ( 要介護 1 2 3 4 5 要支援 1 2 )
- 現在の認定有効期間 ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )
- 入所施設名または入院中の医療機関名  
( )
- 入所施設または入院中の医療機関の電話番号  
( )
- 入所施設または入院中の医療機関の担当者  
( )

本人住所 \_\_\_\_\_

本人氏名 \_\_\_\_\_  
[自署または代筆]

代筆者住所 \_\_\_\_\_  
(提出代行の場合は事業所の所在地)

代筆者氏名 \_\_\_\_\_  
[代筆者自署] (本人との関係 )